

事業所提出

支給認定対象となる令和2年7月1日から令和3年3月1日までに新たに勤務開始となる職員の採用計画（7月採用済を含む）について記載してください。

様式1（第5条関係）

採用計画書

（勤務開始日：令和2年7月1日～令和3年3月1日）

令和2年 月 日

京都市長 様

（法人名） **社会福祉法人** ○ ○ ○ ○  
**理事長** ○ ○ ○ （公印省略可）

京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業に係る採用計画書について、提出します。

順位	事業所名	サービス種別	職種	常勤・非常勤の別	予定勤務時間（週あたり）	採用予定数
<b>1</b>	○○	<b>就労継続支援B型</b>	<b>生活支援員又は就労支援員</b>	<b>常勤</b>	<b>38時間</b>	<b>1名</b>
<b>2</b>	○○	<b>生活介護</b>	<b>生活支援員</b>	<b>常勤</b>	<b>38時間</b>	<b>1名</b>
<b>3</b>	○○	<b>共同生活援助</b>	<b>世話人</b>	<b>常勤</b>	<b>38時間</b>	<b>1名</b>
<b>4</b>	○○	<b>就労継続支援B型</b>	<b>就労支援員</b>	<b>非常勤</b>	<b>19時間</b>	<b>1名</b>

※ 法人について複数事業所を申請される場合は、優先順位を付けてください。

事業対象人数は1法人3名までのため、第4順位以下は、定員に満たなかった場合のみ追加で認定を行います。

担当者氏 名  
電 話  
メー ル

## 様式2（第6条関係）

## 京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業認定通知書

令和2年 月 日

(宛先) **社会福祉法人** ○ ○ ○ ○ ○  
**理事長** ○ ○ ○ 様

京都市長

(公印省略)

京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業の対象とすることを次のとおり認定しましたので通知します。

事業所名	サービス種別	職種	常勤・非常勤 の別	予定勤務時間 (週あたり)	認定 予定数
○○	<b>就労継続 支援B型</b>	<b>生活支援員又 は就労支援員</b>	<b>常勤</b>	<b>38時間</b>	1名
				時間	
				時間	
				時間	1名
提出された採用計画書を基に、認定を行います。 1事業所1名を認定することとし、常勤職員を優先的に選定します。(職種・勤務時間は問わない)				時間	
				時間	
				時間	1名
				時間	

## 留意事項

- (1) この認定書に記載された内容に基づき、求人を行うこと。
- (2) 求人は、少なくともハローワークに求人票を掲示することによって行うこと。その場合、京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業の対象であること、前職が障害福祉サービス事業、介護サービス事業、児童福祉サービス事業所等に従事する者は対象外であること（6月30日より前に離職しているものを除く。）等の条件を備考欄等に掲載すること（ホームページやチラシ等の参照可）。
- (3) 採用を決定した場合には、採用決定後10日以内に、京都市新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う京都市失業者等の障害者福祉施設等就労継続奨励金等支給事業補助金交付申請書（様式4）を提出すること。

#### 教示事項

- (1) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- (2) また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

様式3（第6条関係）

京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業不認定通知書

令和2年 月 日

（宛先）

京都市長

（公印省略）

京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業について、不認定を決定しましたので通知します。

理 由

教示事項

- (1) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- (2) また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

事業所提出

採用決定から10日以内に申請書を提出してください。

様式4（第7条関係）

京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業補助金交付申請書

令和2年 月 日

京都市長 様

(法人名) **社会福祉法人** ○ ○ ○ ○

**理事長** ○ ○ ○ (公印省略可)

京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業について、次のとおり採用を決定しましたので、補助金を申請します。

1 申請額 **100,000**円

1週間の勤務時間による。  
(要綱(別表第2)参照)

2 採用を決定した者

事業所名	サービス種別	採用者氏名	職種	予定勤務時間 (週あたり)	勤務開始日
○○	<b>就労継続 支援B型</b>	<b>御池太郎</b>	<b>就労支援員</b>	<b>38時間</b>	<b>R2.9.1</b>

担当者氏 名

電 話

メー ル

注 この申請書は、採用を決定した者1名につき1枚作成し、採用後10日以内に提出してください。

採用する者の経歴書を添付してください(履歴書の写し可)。

前職が介護、障害、児童福祉サービス事業所の者は、別途「離職理由書」を提出してください。

## 様式5（第7条関係）

## 京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業補助金交付決定通知書

令和2年 月 日

(宛先)

京都市長

(公印省略)

京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業補助金について、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

1 交付額 **100,000**円

2 支給対象者

事業所名	サービス種別	採用者氏名	職種	予定勤務時間 (週あたり)	勤務開始日
〇〇	<b>就労継続 支援B型</b>	<b>御池太郎</b>	<b>就労支援員</b>	<b>38時間</b>	<b>R2.9.1</b>

## 留意事項

- 就労継続奨励金及び定着支援金は、要綱別表第2に定めるところにより採用者に支給することとし、減額したり、複数人に分割して支給してはならない。
- 採用者が別表第2に定める期間までに退職した場合や当初の勤務場所以外の勤務場所に配置転換した場合には、交付決定法人は、「京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業補助金返還届」（様式4）を市長に提出し、就労継続奨励金及び定着支援金を市長に返還しなければならない。
- 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- 上記の各号のほか、この補助金は要綱に定める各条項に従って使用されなければならない。
- 上記各号に違反した場合には、この補助金の全部又は一部の償還を命ずることがある。

#### 教示事項

- (1) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- (2) また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

事業所提出

途中退職等があれば、速やかに提出してください。  
補助金の返還が必要です。

様式6（第9条関係）

京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業補助金返還届

令和2年 月 日

京都市長 様

(法人名)

(公印省略可)

京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業補助金の交付を受けて採用した者について退職等（退職・**配置転換**・その他）がありましたので、次のとおり提出します。

事業所名	サービス種別	採用者氏名	職種	退職等の日
〇〇	<b>就労継続 支援B型</b>	<b>御池太郎</b>	<b>就労支援員</b>	<b>R3.2.1</b>
退職等の内容と理由 <b>本人の希望により、法人本部の事務、経理担当に配置転換した。</b>				

担当者氏 名

電 話

メー ル



事業所提出

事業が完了した日から60日を経過した日又は令和3年4月30日のいずれか早い期日までに提出してください。  
報告書に基づき補助金精算処理を行います。

様式7（第10条関係）

京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業実績報告書

令和2年 月 日

京都市長 様

(法人名)

(公印省略可)

京都市失業者等の障害者福祉施設等への就職支援事業の実績について、次のとおり提出します。

事業所名	サービス種別	採用者氏名	職種	予定勤務時間 (週あたり)	雇用期間
〇〇	就労継続 支援B型	御池太郎	就労支援員	38時間	R2.9.1 ～現在
				時間	～
				時間	～
				時間	～
				時間	～
				時間	～

担当者氏 名  
電 話  
メー ル